

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き店舗等の利活用支援）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、まちなかの活性化を図るとともに、空き店舗又は空き家の利活用を推進するため、空き店舗又は空き家を活用した商業施設の出店又は公益施設若しくは事務所の設置の際に実施する改装に係る経費について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか居住推進地区 上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和4年4月1日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。
- (2) 補助対象区域 まちなか居住推進地区及び市長が別に定める直江津区内のまちなか居住推進事業モデル地区の区域（上越市中心市街地における空き店舗等利用促進補助金交付要綱（平成21年8月1日実施）別表第1に定める補助対象区域を除く。）をいう。
- (3) 空き店舗 補助対象区域に存する店舗のうち、現に利用されていないもの（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）で、空き家マッチング制度に登録されたものをいう。
- (4) 空き家 補助対象区域に存する家屋のうち、現に利用されていない一戸建て住宅（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）で、空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されたものをいう。
- (5) 商業施設 物品の販売、飲食又はサービスの提供等を行い、かつ、不特定多数の市民が利用することができる施設であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 1週につき5日以上営業をし、かつ、当該営業の日において午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業を行うこと。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他市長が不相当と認める業を営むための施設でないこと。
- (6) 公益施設 市民の日常生活に欠くことのできない事業を実施し、かつ、不特定多数の市民が利用することができる施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 子育て支援施設、高齢者ふれあいサロンその他の少子高齢化対策に資する施設

- イ 病院、診療所その他の市民の安全・安心の実現に資する施設
- ウ カルチャーセンターその他の教育文化活動の促進に資する施設
- エ その他市長が特に公益性が高いと認める施設

- (7) 事務所 事務を行う施設であって、第5号ア及びイに該当するものをいう。
- (8) 1階店舗等 空き店舗又は空き家（以下「空き店舗等」という。）のうち1階又は1階を含む複数の階に位置する店舗等をいう。
- (9) 2階等店舗等 空き店舗等のうち地階又は2階以上の階に位置する店舗等をいう。
- (10) 空き家マッチング制度 まちなか居住の推進を目的として、市と町内会等が協働で取り組む空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行う制度をいう。
- (11) 空き家情報バンク 本市と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（平成28年5月2日締結）及び本市と全日本不動産協会新潟県本部の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（令和4年10月4日締結）の定めるところにより、居住することが可能な空き家の情報を登録し、提供する制度をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、空き店舗等に新店舗を出店し、又は設置する人及び団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 補助対象区域内における移転でないこと。ただし、災害、従前の店舗の取壊し等やむを得ない理由による場合は、この限りでない。
- (3) 過去に補助対象区域内で営業していた出店者又は実施していた設置者が、同一店舗で事業を行うものではないこと。
- (4) 空き店舗等の改装に関し、本市、国又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き店舗等を利用して商業施設を出店又は公共施設若しくは事務所を設置する際に行う工事（市内に主たる事業所等を置く施工業者に発注するものに限る。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 改装費 空き店舗等の改装工事のうち、次に掲げる工事（住居部分に係る工事を除く。）に要する費用
 - ア 内壁、照明、空調その他主として可動することができない内装設備等に係る工事
 - イ 出入口、ショーウィンドウ、固定看板その他主として可動することができない外観の設備等に係る工事
 - ウ 給排水設備に係る工事
 - エ 電気設備に係る工事
 - オ 専ら新店舗の事業に使用する車両又は新店舗への来店者の乗用車両の駐車に供する駐車場の整備に係る工事
 - カ その他市長が必要と認める工事
- (2) 設計費 空き店舗等の改装工事に必要な設計に要する費用
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表左欄に掲げる店舗等の区分に応じ、同表中欄に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、同表右欄に定める額を限度とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき、一の年度当たり1回とする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) 別に定める市税の納税状況の調査に係る承諾書又は市税の納税証明書の写し
- (4) 新店舗の位置図、工事図面及び改装前の写真
- (5) 改装に係る見積書の写し（2以上の施工業者から見積りを徴すること。）
- (6) 市内の商工会議所又は商工会が発行する事業支援計画書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付条件)

第8条 規則第4条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 出店又は設置の日から起算して3年を経過する日までの間、新店舗を閉店し、又は閉鎖しないこと。ただし、倒産その他のやむを得ない理由により新店舗を閉店し、又は閉鎖する場合は、この限りでない。
- (2) 出店した商業施設等が存する区域内に商店街振興組合がある場合は、当該商店街振興組合に加入すること。

- (3) 出店した商業施設等が存する住所を対象区域とする町内会等に参加すること。
- (4) 改装工事に当たっては、周囲との景観の調和に配慮すること。
- (5) 街のにぎわいの向上に資する市の施策、商店街振興組合又は町内会等の取組等に協力するよう努めること。

(概算払)

第9条 補助金は、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第87条の規定により、概算払をするものとする。この場合における概算払の額は、交付決定を受けた額に2分の1を乗じて得た額を限度とする。

(実績報告書の添付書類)

第10条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業者が商店街振興組合へ加入したことを証する書類の写し（第8条第2号に該当する場合に限る。）
- (2) 補助事業者が町内会等へ加入したことを証する書類の写し
- (3) 新店舗の改装後の写真
- (4) 改装工事に係る契約書及び領収書の写し
- (5) 営業証明書、定款その他新店舗での営業を証する書類又はその写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（空き店舗等の利活用支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（空き店舗等の利活用支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

店舗等	補助金の額	限度額
1階店舗等	改装費及び設計費の合計額に2分の1を乗じて得た額	100万円
2階等店舗等	改装費及び設計費の合計額に4分の1を乗じて得た額	50万円